

厚生労働省発基安 0726 第 41 号

労働政策審議会

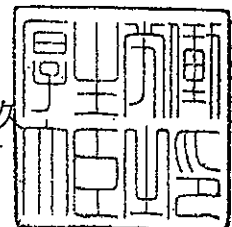
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 25 年 7 月 26 日

厚生労働大臣

田村 憲久





労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として、一・二―ジクロロプロパン及び一・二―ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物（以下「一・二―ジクロロプロパン等」という。）を追加するものとする。

第二 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務を追加するものとする。

第三 健康管理手帳を交付する業務の追加

都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、一・二―ジクロロプロパンを取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）を追加するものとする。

#### 第四 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、一・二―ジクロロプロパン等を追加するものとする。

#### 第五 適用除外

一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないものとする。

#### 第六 施行期日等

##### 一 施行期日

この政令は、平成二十五年十月一日から施行するものとする。

##### 二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。